入札公告

一般競争入札を次のとおり行うので、那賀町財務規則（平成１７年那賀町規則第３３号）第９８条の規定により公告します。

令和８年１１月１２日

那賀町長　　橋　本　浩　志

１．入札に付する事項

入札番号　144

（１）工事名　　令和 8 年度　県単治山事業　タビ下タ地区

（２）路線名等　タビ下タ地区

（３）工事箇所　那賀郡那賀町大殿

（４）工事期間　契約日の翌日　～　令和９年３月３１日

（５）工事概要　掘削工 V=301m3　盛土工 V=144m3　土工運搬処理工 V=476m3
支障木処理工 1.0 式　仮設工 1.0 式

（６）設計価格（税抜き）　　１３，６５８，０００円

（７）入札形態　那賀町入札後審査型条件付一般競争入札（総合評価）で競争入札参加資格申請を徳島県電子入札システムにより提出し電子入札で実施する。

（８）失格基準価格（総合評価（税抜き））

失格基準価格（総合評価）＝（平均入札額＋予定価格×２）÷３×０．８７５

平均入札額は、公表設計額以内及び予定価格の2/3以上で無効でない入札書で算出する。また、平均入札額の算定において、予定価格の８５％未満の入札書は予定価格の８５％と見なし、予定価格以上公表設計額以内の入札書は、予定価格と見なす。尚、失格基準価格（税抜き）の設定単位は、千円単位とし、千円未満を切り捨てるものとする。また、予定価格の８５％の額として算出する場合も同様とする。

注）競争入札参加資格確認申請書の提出後、申請書の技術職員配置計画書に記載した配置予定技術者を本工事に配置できなくなった場合は、開札までに辞退書の提出があれば辞退扱いとする。開札後落札決定までであれば失格とする。

（９）入札書提出期間　令和８年１１月２１日　午前８時３０分　から
令和８年１１月２６日　午後５時００分　まで

（１０）開札日　　令和８年１１月２７日（午前９時００分）

（１１）開札場所　那賀町役場　会計課　検査室

（１２）一般競争入札（総合評価）で提出書類（添付様式）を提出ください。

２．入札参加資格

次に揚げる事項に該当する者とする。

（１）地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定に該当しない者

（２）建設業法（昭和２４年法律第１００号）第２６条による技術者を配置可能な者
（３）公告の日から入札執行の日までの間に、那賀町建設業者指名停止等措置要綱による指名停止措置を受け、また、指名を回避されている期間のない者及び徳島県建設業者指名停止等措置要綱による指名停止措置を受けていない者
（４）公告の日から入札執行の日までの間に、那賀町暴力団等排除措置要綱による排除措置期間のない者
（５）会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づき更正手続開始の申立て、民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づき再生手続き開始の申立て、または破産法（平成１６年法律第７５号）に基づき破産手続開始の申立てがなされていない者であること。
　ただし、更正手続開始の申立て、または再生手続開始の申立てがなされている者であっても、手続開始の決定後、本町に競争入札参加資格の再申請をおこなっている者は、当該申立てがなされていない者とみなす。
（６）「那賀町が令和８年５月１日付けで特Ａ等級、Ａ等級、Ｂ等級、Ｃ等級以上に格付けした土木一式の者のうち、那賀町内に主たる営業所を有し、かつ、那賀町一般競争入札及び指名参加資格者名簿に登録されている者」
＊参加資格要件を満たしてないと認められた者は、当該通知の日の翌日から起算して５日以内（土、日及び祝日を除く。）に町長に対してその理由について説明を書面により求めることができる。

３．参加資格の確認
　次に揚げる書類の審査により一般競争入札参加資格の有無を決定するため、申請書提出をおこなう際、次に揚げる書類を同時に提出しなければならない。
（１）一般競争入札（総合評価）
・申請書　様式第４号
・同種工事の施工実績　様式第５号
・配置予定技術者の資格・施工経験　様式第６号
＊同種工事は入札説明に記載
（２）申請書提出期間
令和８年１１月１３日から令和８年１１月２０日午後５時００分まで
（３）申請書提出方法
徳島県電子入札システムに申請書類のファイルを登録する方法により提出

４．質疑書の提出・回答方法
　質疑書の提出は、ＦＡＸにより行うものとする。　ただし、質疑のない場合、提出は不要である。
（１）受付期間　令和８年１１月１３日から令和８年１１月１９日午後５時００分まで
（２）回答期間　令和８年１１月１３日から令和８年１１月２５日までの役場執務時間内
（３）受付方法　検査室にＦＡＸすること。
ＦＡＸ　：０８８４－６２－１１７７
（４）回答方法　那賀町ホームページまたは会計課検査室で公開する。

５．入札・落札に関すること

（１）特別の理由がある場合は、工事の発注を取り止め又は、延期をすることがある。

（２）入札保証金　　免除

（３）入札の無効

１．２に示した入札参加資格のない者の入札

２．申請書等に虚偽の記載をした者のした入札

３．那賀町競争入札心得第６の各号に該当する入札

尚、配置予定技術者の専任に係る要件については、入札参加資格の有無の審査対象から除くものとする。又、郵送による入札は、認めない。

（４）開札日の翌日から落札決定までの間に、那賀町建設業者指名停止等措置要綱による指名停止措置又は、指名回避措置を受けた者は、失格とする。

（５）開札日の翌日から落札決定までの間に、那賀町暴力団等排除措置要綱による排除措置を受けた者は、失格とする。

（６）落札決定にあたっては、入札金額に該当金額の１００分の１０に相当する額を加算した金額（該当金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）とする。

（７）工事費内訳書は、入札金額の入力時に添付ファイルとして同時に提出すること。

＊工事費内訳書の不提出及び重大な不備がある場合は、当該内訳書を提出した者を失格とするので注意すること。又、提出後の差し替え再提出は認めないものとする。

６．落札決定日（予定）　　令和８年１１月３０日

＊落札決定において審査（聞取り）が必要な場合は、落札候補者に電話で審査日時等を連絡するものとする。落札決定者には、落札決定日以後速やかに徳島県電子入札システムにより落札決定通知書を送付するものとする。

７．契約に関すること

（１）契約書作成の要否　　要

（２）契約保証金　契約金額の　１００分の１０以上　（金銭的保証とする）

（３）前払金　契約金額の４０％以内に相当する額を超えない範囲で請求することができる。

（４）中間前払金　契約金額の２０％以内に相当する額を超えない範囲で請求することができる。

（５）落札決定後、契約締結までの間において、那賀町建設業者指名停止等措置要綱による指名停止措置又は、指名回避措置を受けた場合には、この請負契約を締結しないこととする。

（６）落札決定後、契約締結までの間において、那賀町暴力団等排除措置要綱によ

る排除措置を受けた場合には、この請負契約を締結しないこととする。

＊契約保証金の免除できる場合がある設計金額は、那賀町競争入札心得第９条第１項にある設計金額とし、前払金（中間前払金含む）ができる請負金額及び前払金（中間前払金含む）限度額は、那賀町公共工事標準請負契約約款第３５条第１項の金額とする。

（７）本案件は、議会承認案件ではない。

８．その他

（１） 提出書類等に虚偽の記載がある場合は、契約を解除することがある。

（２） 消費税率については、引渡し時点における消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）及び地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の施行内容によることとし、必要に応じて、引渡し時点における消費税率を適用して契約を変更するなどの対応を行うこととする。

（３）徳島県電子入札システムにより提出するファイルの形式等は以下のとおりとする。

資料名等	提出するファイル形式
内訳書 ・工事費内訳書 ・業務委託費内訳書※	エクセル　ブック形式（拡張子「.xlsx」）又は、エクセル 97-2003 ブック形式（拡張子「.xls」）に限る。
入札参加資格確認資料 ・入札参加資格確認票 ・関係者辞退届出書 ・総合評価加点等算出資料申請書	ＰＤＦ（又は徳島県電子入札システム運用基準に規定されたファイル形式）
その他資料	ＰＤＦ（又は徳島県電子入札システム運用基準に規定されたファイル形式）

※委託については、入札公告等において提出を求めている場合についてのみ

注）入札様式等は、那賀町競争入札心得を確認の上入札に参加してください。

別紙１

入　札　説　明　書

那賀町の令和８年度　県単治山事業　タビ下タ地区に係る入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1. 総合評価落札方式の適用

(1) 本工事は、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の工事である。

(2) 本工事は、徳島県電子入札システムにより電子入札方式で行う。

２．総合評価落札方式に関する事項

(1) 落札者の決定方法

入札参加者は、価格及び企業の技術力等を記載した技術資料をもって入札に参加し、入札価格が予定価格の制限の範囲内である者のうち、（2）総合評価の方法によって得られた数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって、著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内で発注者の定める最低限の要求要件を全て満たして入札した者のうち、評価値の最も高い者を落札者とすることがある。

（２）　総合評価の方法

１）評価値の算出方法

評価値は、入札価格が予定価格の制限の範囲内である者について、次の算式により算出する。

①　評価値＝（基礎点＋加算点）÷入札価格（単位：億円）

＝（１００点＋加算点）÷入札価格

なお、評価値は、小数第３位（４位四捨五入）止めとする。

入札価格は、小数第５位（６位切り上げ）止めとする。

②　基礎点：入札価格の範囲内において仕様書等に記載された要求要件を実現できると認められる場合は１００点の基礎点を与える。

③　加算点：加算点については最大１１点とし、（３）評価項目、評価基準に基づき算定した評価点の合計を以下の算式により算出した値とする。

加算点＝Ａ÷１０

Ａ＝貴社における評価点の合計

なお、加算点は少数第１位（２位四捨五入）止めとする。

２）　評価値の最も高い者が２者以上あるときは、電子くじにより落札者を決定する。

（３）評価項目、評価基準

評価項目及び評価基準は、以下のとおりとする。

1）企業実績の評価

評　価　項　目	評　　価　　基　　準	配　点	得　点
平成２８年度から令和７年度までの同種工事の施工実績（過去10年間）	A 同種工事施工実績が５件以上ある者	40.0	／40.0
	B 同種工事施工実績が４件ある者	35.0	
	C 同種工事施工実績が３件ある者	30.0	
	D 同種工事施工実績が２件ある者	20.0	
	E 同種工事施工実績が１件ある者	10.0	
	F 同種工事施工実績なし	0.0	

※1　同種工事とは、次の要件を全て満たす工事をいう。
1．国、地方公共団体の発注工事であること。
2．１,０００万円以上の元請け工事であること。
3．土木一式工事とする。
4．平成２８年度から令和７年度までに完成し、引渡が完了している工事であること。ただし、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が２０％以上のものに限る。
5．不良工事として処分の対象工事とした案件は、同種工事としない。（始末書含む）

※２「施工実績」は、別記様式－２に記載された内容により評価する。

2）配置予定技術者の評価

評　価　項　目	評　　価　　基　　準	配　点	得　点
配置予定技術者の資格	A 一級土木施工管理技士(取得後10年以上)	20.0	／20.0
	B 一級土木施工管理技士(取得後5年以上) 又は二級土木施工管理技士(取得後10年以上)	10.0	
	C 上記以外の者	0.0	
平成２８年度から令和７年度まで（過去10年間）の同種工事に主任(監理)技術者又は現場代理人としての施工経験	A 同種工事施工経験が３件以上ある者	30.0	／30.0
	B 同種工事施工経験が１件～２件ある者	15.0	
	C 同種工事施工経験なし	0.0	

※1　同種工事とは、上記１）企業評価の※１と同じ工事内容である。

※２　配置予定技術者が複数申請されている場合、最も評価の低い者で評価する。

※３　経常建設共同企業体の構成員としての経験は、主たる主任（監理）技術者として完成した工事の経験のみを評価する。なお、確認できる資料を添付すること。

3）地域精通度等の評価

評　価　項　目	評　　価　　基　　準	配　点	得　点
1）配置予定技術者の住所	A 配置予定技術者が町内に住所を有している者	10.0	／20.0
	B 上記以外の者	0.0	
2）業者の所在地	A 当該工事箇所に旧町村単位の住所を有する業者（事業所を置き３年以上経過）	10.0	
	B 上記以外の者	0.0	

※ 1　配置予定技術者の住所を記載してください。
　 2　事業所の所在地及び経過年数が確認できる資料を添付してください。
　　（指名願い時から変更のない場合は不要）

（4）説明会

申請書及び資料の説明会は、開催しない。

3．入札手続きにおける担当部局

〒７７１－５２９５　徳島県那賀郡那賀町和食郷字南川１０４番地１
　那賀町役場　会計課検査室　（ 電話　０８８４－６２－１１２０ ）

4．競争参加資格の確認等

（1）申請書の提出

申請書は別記様式－１により作成し､令和８年１１月２０日午後５時００分までに徳島県電子入札システムにファイルを登録し提出するものとする。

（2）書類の作成

書類は以下のとおり作成すること。

① 企業の施工実績等

企業の「同種工事の施工実績」については、契約書の写し等証明ができる書類を提出すること。

② 配置予定技術者の施工経験等

配置予定技術者（主任（監理）技術者）の［資格］、［同種工事の施工経験］等については、契約書の写し等で証明できる書類を提出すること。

③ 地域精通度等

１)事業所の所在地及び経過年数が確認できる書類を提出すること。（謄本等）

（3）その他

① 申請書及び資料の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
② 提出された申請書及び資料を、競争参加資格の確認以外に無断で使用しない。
③ 提出された申請書及び資料は、返却しない。
④ 提出期限以降における申請書又は資料の差し替え及び再提出は認めない。